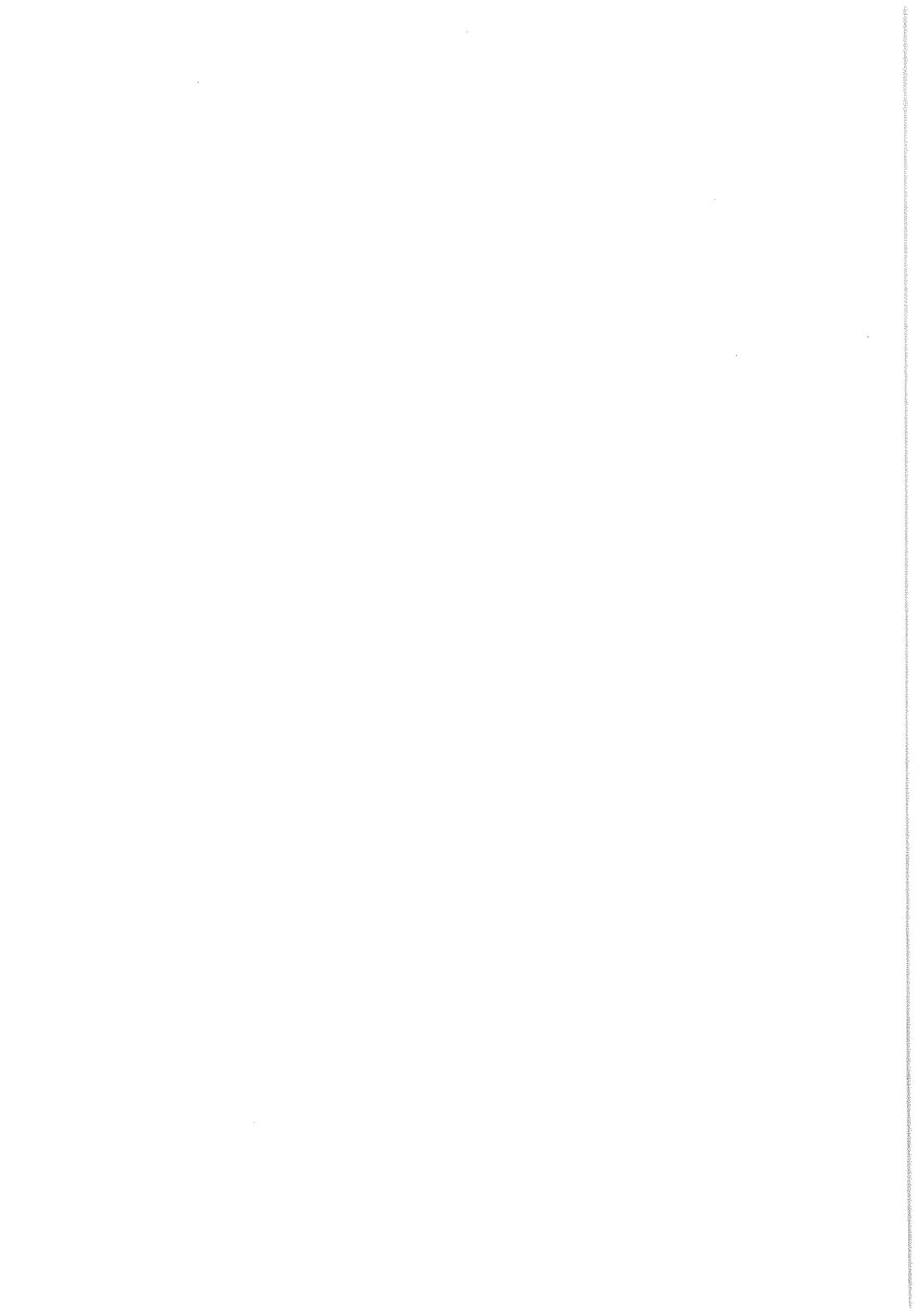


国際犯罪をめぐる様々な視点Ⅱ

共同研究者 山内 義廣（代表）
野澤 基恭



国内法の域外適用に関する諸問題 — ローチュス号事件を手懸かりに —

野澤 基恭

1 はじめに

伝統的国際法においては、国際法とは主として国家の対外関係を規律する法を意味し、国家主権の中には介入しないと解されていた。換言すれば、国家主権の絶対性、排他性が一般的に容認されていたのであった。しかし、現代社会においてはどうかといえば、各国の利益調整や国際社会の共通利益が追求され、それによって本来国家主権に内包されていた領域にまで、国際法が介入することになった。このことによって、国家が自国の法律を一定範囲の人に対して執行する国際法上の権限である国家管轄権¹⁾という概念がより一層明確化された。つまり、国家の管轄権の及ぶ範囲を規律し、国家の行動に一定の制限を加えることが国際法の基本的機能の一つと考えられるようになったのである。現在では国家管轄権の機能や、その及ぶ範囲についてかなり具体化され、同一の事項とその活動に対して、複数の国家管轄権が競合し、抵触・衝突が見られるようになった。

こういった現状をふまえて、国家管轄権をいかに調整、配分するかが国際法にとって必要となる。言うまでもなく、調整、配分機能は、国家管轄権の具体的現れである国内法間の抵触（conflict of laws）を扱う国際私法によっても果たされる。しかしそれらは法主体たる国家の国家管轄権の抵触ではなく、あくまでも私法によるものである。本稿では国際法の観点から、国内法特に内国刑法の域外適用との関係で「ローチュス号事件」を取り上げ、この判決の中に潜む様々な問題点、今日的課題等の検証を試みた。周知の通り、「ローチュス号事件」における常設国際司法裁判所の判決には、様々な問題点が提起されているが、いわゆる主権的機能説や内国刑法の属地性の原則とそれにたいする国際法上の制限と条件について詳細に分析している。中でも、国際刑事法の適用に関して、国内法益の保護に関する国家の裁量に有益な推定を与え、これに対抗する他国はその立証責任を負うとする点など先例としての重要性をもつものと考えられる²⁾。

I ローチュス号事件の意味するもの

1 前提問題

国際連盟規約15条8項は「紛争当事国ノ一国ニ於テ、紛争カ国際法上専ラ該当事国ノ管轄ニ属スル事項ニ付生シタルモノナルコトヲ主張シ、連盟理事会之ヲ是認シタルトキハ、連盟理事会ハ、其ノ旨ヲ報告シ、且之カ解決ニ関シ何等ノ勧告ヲモ為ササルモノトス」と規定している。この「国際法上専ら国内管轄に属する事項」の意味に関して、常設国際司法裁判所は「チュニジア・モロッコ国籍法事件」(1923年)³⁾の勧告的意見の中で、当該事項が本質的に国家の管轄事項に属するかどうかは、相対的な問題であり国際関係の発展に依存すると述べた。即ち、国際法の発展にともない「専ら国内管轄に属する事項」が相対化し、これにより国家主権の絶対性、排他性が否定されることを意味した。そしてその3年後に、常設国際司法裁判所で国内管轄権の行使に対して国際法による制限があるか否かについて、重要な先例となる判決が下された。「ローチュス号事件」(1927年)⁴⁾がそれである。この裁判では、国内または外国で自国民や外国人が行った行為を犯罪として处罚の対象とすべきかどうかは、専ら各国の実定国内法による、という主権的機能説と内国刑法の場所的適用範囲を領域主権の及ぶ範囲の犯罪に限定する、という属地性の原則に関する国際法上の制限と条件を明確に分析した。

2 事件の概要

1926年8月2日、コンスタンチノープル行きのフランス船籍の定期郵便船ローチュス号とトルコ船籍の石炭運送船ボス・クルト号が公海上で衝突した。ボス・クルト号は沈没し、乗船していたトルコ人の内8人が死亡した。ローチュス号は負傷者等を救助した後、8月3日にコンスタンチノープルに到着した。その後トルコ警察はローチュス号に乗り込んで衝突の取り調べを行い、ローチュス号の航海士ドモンとボス・クルト号の船長ハッサン・ベイが逮捕された。事件はスタンプール刑事裁判所によって審理され、9月15日裁判所は、ドモンとハッサン・ベイに対し、拘禁及び罰金を宣告した。フランス人ドモンに対するトルコ司法当局の取った行動に対し、フランス政府は外交機関を通じて、ドモンの逮捕に抗議し、その釈放を要求し、事件をトルコ裁判所からフランス裁判所に移管させるよう要求した。この抗議の結果、両国政府の合意によりこの事件は1926年10月12日に常設国際司法裁判所に付託されることになった。具体的には、付託の際の特別合意書により、まず、フ

ランス人ドモンに対し訴えを提起することにより、「トルコと他の締約国との間の裁判管轄権に関する問題は、国際法の原則に従って決定するものとする」と定めた「居住、営業および裁判管轄権に関するローザンヌ条約」(1923年) 15条に抵触するような、国際法上の原則に違反する行為は存在したか、存在したとすればいかなる国際法上の原則に違反したのか、次に国際法上の違法行為が存在したとすれば、その行為によりドモンにどの程度の賠償（金銭）がなされなければならないか、の二点についての判断を常設国際司法裁判所に求めたのであった⁵⁾。

3 判決の要点

第一の論点、侵害された国際法上の規則が存在するかについてであるが、フランスは、トルコ裁判所が管轄権を有するためには、国際法において当該管轄権を許容する権原が立証されなければならない（挙証責任は当然トルコにある）と主張する一方で、トルコは、国際法上の原則に抵触していない限り、ローザンヌ条約15条はトルコの裁判管轄権を認めていると主張し対立した。両者の論拠に対して、常設国際司法裁判所は、一般的に管轄権の属地性を認めながら、同時に国際法は外国で発生した事件について属地主義により管轄権の行使が許されないものについても、国家が自国領域内で管轄権を行使することまでも禁止したものではなく、フランスの主張は一般国際法に反するとした。その上で、裁判所のなすべきは、トルコ政府がドモンを訴追することを禁止する、即ち当該事件に対して自国の裁判所の刑事裁判管轄権を行使する国家の自由を制限するような、国際法上の規則が存在するかを検討すればよいと述べた⁶⁾。そこで裁判所は、国際法は外国人が外国で行った犯罪について単に被害者の国籍だけを理由にして訴訟を提起することを国家に許さない、という主張は、国際法が外国人（ドモン）の犯罪の効果がトルコ船上で生じたという事実を考慮することを禁止している時のみ、援用できるとした。しかし、これを禁止するような国際法上の規則は存在せず、犯罪の効果がトルコ船に及んだことが認められれば、犯人がトルコ船上にいたという事実に鑑みて、トルコ政府がフランス人ドモンを訴追するのを禁止する国際法上の規則が存在しえなくなることになる。

さらに裁判所は、旗国主義を十分認識した上で、旗国主義を認めたからといって、国家は、公海上にある外国船舶上で行われた行為に関して、自国領域内で管轄権を行使することが許されないことにはならないと主張する。公海自由の原則により、公海上の船舶は帰国の領域と同じ地位にあり、同一の原則は二国の領域が関係する場合と同様に適用され、犯罪の効果が及ぼされた船舶の本国が、当該犯罪が自国内で行われたものとみなして犯人

を訴追するすることを禁止する国際法上の規則は存在せず、フランスもそれを立証できない。

フランスは、公訴が事実上旗国の裁判所のみに提起されていることをもって、諸国の默示の合意の証拠となりうるものであり、ゆえに船舶衝突事件に関する刑事訴訟が実定国際法上旗国の排他的管轄権に属する、と主張する。しかし裁判所は、旗国以外の国の裁判所における衝突事件の刑事訴追への反対、抗議がないことにより、当該事件に関して刑事訴追を旗国の排他的管轄権に属させるという国際法上の規則は存在しないという結論に達した。要するに、フランス人ドモンの犯罪は、ローチュス号に端を発し、その効果がボス・クルト号に及ぶという一連の要素（不可分）によって構成され、フランス、トルコいずれの国も管轄権を行使でき、管轄権競合事件ということになる。

最終的に、ローチュス号とボス・クルト号の衝突事件に関し、トルコの取った行動は、ローザンヌ条約15条に違反して国際法上の規則に抵触するものではないと判示された。

II 判決の意義と問題点

本判決では、外国人の国外犯に対する立法・司法管轄権の適用に関し、国内法の適用範囲を決定する場合は国家の裁量権がかなり推定され、これに対抗するためには当該国家に挙証責任が存在することを明示した⁷⁾。また、国際犯罪の規制について、基本的には、国際法の関与を排除し個別国家の主権的機能の絶対性を強調するという立場の立ち、それを実際に適用する際には国際法（条約や慣習国際法）による禁止規定の存否を検証することにより枠組を設けようとしている。さらに外国人の国外犯の取り扱いについて、刑法の伝統的な属地主義から一步踏みだし、それに犯罪の実行地のみならず発生地をも含めての属地主義という考えを持ち込んだ。国際法の法源の問題に関し、その淵源は国家意思にあるとしながら慣習国際法が成立するためには、ある行為の繰り返し（慣行）だけではなく、その行為を繰り返さなければならないとする義務感（法的信念）が存在しなければならないとし、慣習国際法の成立要件を明確にしている。

しかし一方では、本件の判決は、圧倒的多数によって判決が下されたわけではなく、12名の裁判官が可否同数で分かれ、常設国際司法裁判所規定55条2項により、裁判長が決定投票権を行使して下されたものであった⁸⁾。中でも12人の裁判官のうち6人が、被害者の国籍だけに基づいて裁判官管轄権を主張するのは国際法違反であると主張したことは、注目に値する。これに代表されるように、この判決に関しては様々な点で問題が指摘され、

後の判決や国際法によって修正されたものもあった。そこで、ここでは判決の中に見られる反対意見に着目し、若干の考察を試みた。

まず根本的な問題として、トルコの行った行為が国際法上の原則に抵触しない根拠として多数意見は、各國は原則として自國に内国刑法の場所的適用範囲を決定でき、それに関しフランスが国際法（条約あるいは慣習国際法）上の禁止規則が存在することを立証できない限り、それは確定したものとみなすべきである、と述べた。一方で反対意見は、その根拠とする考え方そのものに問題があり、もしトルコの行った行為が国際法上の原則に抵触しないとするのなら、トルコの側に国際法が許容している規則の存在に関する立証責任が生ずる旨を述べた。この問題は、国際法の機能に関わる根本問題であり、後の国際法形成に重要な意味を持つようになった⁹⁾。

次に、外国人の国外犯に対する内国刑法の適用の問題がある。この問題に関して、トルコはすでに国際法で許容されたものと解した。即ち、国際法（条約、慣習国際法）で、特に禁止されていない限り、外国人の国外犯に対して内国刑法を適用でき、このことは、すでに国際法で許容されているとの考え方である。しかし、各國は、その主権と属地的管轄権の適用を自国の領域に限定するように義務づけられている、というのが慣習国際法上認められている属地性の原則である。一般法であるこの原則を覆し、国内法（内国刑法）を域外適用しようとするのであれば、多くの文明国（国家）を当事国とする実定国際法による合意が必要となる。国際法上の規則による禁止が立証されない限り、属地性の原則を侵害しうるというのは、国家行為と実定国際法を混同していることになる¹⁰⁾。

公海上で行われた犯罪に対する管轄権の問題として、裁判所は、公海上の船舶が旗国の排他的管轄権に服することは認めたものの、公海上での船舶衝突事件に関する刑事裁判管轄権は、加害船舶の旗国のみならず、被害船舶の旗国にもあると認めた点である。トルコは本件で公海上の船舶を旗国の領域と同一視し、フランス船上で着手された過失による衝突という犯罪により、トルコ船上で人の殺害という結果がもたらされたという理由により、トルコ刑法（6条）を適用した。裁判所もこれを認め、このような場合にトルコ刑法を適用しても、国際法上の原則には反しないと判断した。つまり裁判所はトルコによる客観的属地主義¹¹⁾の類推適用を認めたのであった。しかし、反対意見は刑事管轄権の帰属を定める場合において、公海上の船舶を国家領域と同一視することは衝突事件に関しては不適切であり、このことによって刑事管轄権が認められたとしても国際法上の原則によるものではないと述べた。本判決のように、海上衝突事件の場合に双方に競合的裁判管轄権が行使されると、旗国以外の国が船舶を拿捕、抑留、捜査し、船舶の乗組員が諸外国で訴追され

る可能性が高まることになる。もし複数の船員（船長、高級船員）が逮捕されるようなことになれば、海上交通に関しても深刻な問題を引き起こすことになりかねない。かようにしてこの判決は、学会のみならず海運界にも大きな波紋を投げかけることになった¹²⁾。

III その後の経過

この判決に関しては、すでに述べたように、各分野から多くの批判がもたらされた。中でも最後に述べた、公海上での船舶衝突事件に関する刑事裁判管轄権は、加害船舶だけでなく被害者の本国にもあるとする主張に対するものが最も顕著で、裁判所内でも反対意見を述べた裁判官がほぼ共通に問題視していた。これを受け、その後、1952年ブリュッセルで署名された「船舶衝突及びその他の航行事故の刑事裁判管轄権に関する規則統一のための国際条約」（ブリュッセル条約）では、公海上の船舶衝突の場合に刑事裁判権を行使できるのは、加害船舶の旗国または乗組員の本国に限られると規定し、ローチュス号事件判決とは異なる立場を明確化し、当該判決を修正するかたちとなった。その後、国連国際法委員会でも、当該判決は一般原則のみに基づいて下されたもので、国際法上の規則（条約上の義務、慣習国際法上の規則）と位置づけることはできないという立場を取った。この考え方は1958年の「公海に関する条約」（11条）において踏襲され¹³⁾、1982年の「国連海洋法条約」97条1項において以下のように規定されている。「公海上の船舶につき衝突その他の航行上の事故が生じた場合において、船長その他当該船舶に勤務する者の刑事上又は懲戒上の責任が問われるときは、これらの者に対する刑事上又は懲戒上の手続は、当該船舶の旗国又はこれらの者が属する国の司法当局又は行政当局においてのみとができる。」

1) 国家管轄権はおおよそ以下のように分類されると考えられる。対象による管轄権の分類として、空間的・場所的基準と人的・事項的基準に分類される。前者は国家管轄権は、本来国家主権を根拠に行使されるものであるから、領域主権に基づく管轄権は、自国領域を対象として行使される。そして国家は、自国領域において他国を排除して排他的に管轄権を行使できるということである。同時に、後者により、国家は、自国領域以外の空間・場所である国際公域及び外国領域においても管轄権を行使し、領域外にある人、財産及び行為に対しても、自国の法令の対象とすることができる。これに関して国際法は一般的に禁止しているわけではない。後者に関してはまず、国家は外国領域及び国際公域にある自国民に対して、国籍を基礎とした人的管轄権を行使できることを意味する。事項に関しては、国家が、領域外において行使する管轄権の対象に、事項的限定が存在するか否かについては、必ずしも明確ではない。

次に、作用による管轄権の分類として、立法管轄権、執行管轄権、司法管轄権がある。立法管轄権とは、国家が国内法令を制定して、一定の人の行為・関係・身分や一定の事象あるいは財産などを適用の対象とし、合法性の有無を認定する権限を意味する。ここで言う立法とは、国会の制定した法に限られるのではなく、執行府の命令や、行政機関の規則、裁判所の判断も含まれる。執行管轄権とは、逮捕、捜査、強制調査、押収、抑留、処罰、差押え、差止命令など、国家の法令・判決への服従を強制し、服従しないものを罰する権限である。これは通常、行政機関、執行機関によってなされる。司法管轄権は、民事又は刑事手続きにおいて、人又はものに対して、国内法令を適用して具体的な事案の審理に服させる権限である。これを行う機関は司法機関及び行政審判機関である。

国際法に関しては、立法管轄権が基礎となるが、三つの管轄権は相互に関連し合い行使されるが、適用又は行使については、国家に認められる権利や裁量の範囲あるいは救済方法の認定の要件など、国際法上の制限が及ぶ範囲は必ずしも同じではない。

(広部和也、「国家管轄権の競合と配分」、『国家管轄権』、頬草書房、平成3年、146-148頁)

2) C.P.J.I.serie A,n, 10, 1927, pp 4-33 『国際法判例百選』有斐閣、平成13年、42-43頁

3) この事件で常設国際司法裁判所はその勧告的意見において、国際連盟規約15条8項にいわゆる国内管轄事項は、相対的性格であることを明らかにし、国籍のような本来国際法の規制を受けないような問題でも、他国に対する義務との関係においては、国際性を有するものであり、国内管轄事項の範囲外であることが指摘された。さらに、国内管轄権に属する問題であっても、条約の解釈、条約の存続期間、最惠国条項の適用など、国際法上の諸原則と関連をもつ場合には、国内管轄事項の範囲内とは限らないことが明らかにされた。(C.P.J.I.serie B,n 4, pp 6-32 Les decrets de nationalite promulgués en Tunisie au Maroc(zone française) le novembre 1921, 田畠茂二郎、『ケースブック国際法』有信堂、昭和56年、33-36頁)

4) C.P.J.I.serie A,n, 10, 1927 Affaire du "Lotus", pp 4-33

5) 田畠、前掲著、143,144頁

6) C.P.J.I.serie A,n, 10, p 18、山本草二、『国際刑事法』三省堂、平成3年、66頁

7) 山本、前掲著、65頁

8) 山本、前掲著、66頁

9) 山本、前掲著、66頁

10) 山本、前掲著、67頁

11) 立法管轄権を規律する基準として、属地主義、効果理論、積極的属人主義、消極的属人主義、保護主義、普遍主義がある。属地主義とは、本来、犯罪その他の違法行為が自国の領域内で行われた場合に、行為者の国籍のいかんにかかわらず、領域主権に基づき、自国の国家管轄権(刑事管轄権と刑法)を及ぼすとする原則である(日本国刑法1条1項)。しかし、属地主義はこのような限界を超えて、特定の国外行為にも適用が可能であると解されるようになった。客観的属地主義とは、国外で開始され国内で完成した犯罪に対するもので、逆に国内で開始され国外で完成した犯罪に対しては、主観的属地主義が適用される。いずれも、構成要件の一部が外国に存在するものであっても、これを国内犯とみなし、国内法を適用しようとするものである。(山本、前掲著、142頁)

12) 田畠、前掲著、146頁

13) 田畠、前掲著、145,146頁